

令和4年山形村議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

令和4年4月25日（月曜日）午前9時30分開会

臨時議長紹介

開会宣告

村長招集のあいさつ

開議宣告

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 正副常任委員長互選結果の報告
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 日程第 8 正副議会運営委員長互選結果の報告
- 日程第 9 議会広報編集特別委員会の設置
- 日程第10 議会広報編集特別委員の選任
- 日程第11 正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告
- 日程第12 松本広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 松塩地区広域施設組合議会議員の選挙
- 日程第14 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第15 松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙
- 日程第16 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙
- 日程第17 会議録署名議員の指名
- 日程第18 諸般の報告
- 日程第19 会期の決定

自 令和4年4月25日

（1日間）

至 令和4年4月25日

日程第 2 0 同意第 3 号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 2 1 承認第 1 号

日程第 2 2 承認第 2 号

日程第 2 3 承認第 3 号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 2 4 議案第 2 3 号

日程第 2 5 議案第 2 4 号

日程第 2 6 議案第 2 5 号

日程第 2 7 議案第 2 6 号

日程第 2 8 議案第 2 7 号

日程第 2 9 議案第 2 8 号

日程第 3 0 議案第 2 9 号

日程第 3 1 閉会中の事務調査の申出について

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 小 出 敏 裕 君	2 番 竹 野 入 恒 夫 君
3 番 百 瀬 昇 一 君	5 番 小 林 幸 司 君
6 番 福 澤 倫 治 君	7 番 春 日 仁 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 三 澤 一 男 君
1 0 番 上 條 倫 司 君	1 1 番 大 池 俊 子 君
1 2 番 新 居 禎 三 君	1 3 番 百 瀬 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦 君

企画振興課 藤沢洋史 君

税務課長 箕町通憲 君

保健福祉課 古畑佐登志 君

子育て支援課長 堤 岳志 君

産業振興課 村田鋭太 君

教育政策課長 小林好子 君

総務課長
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎臨時議長紹介

○事務局長（上條憲治君） 本臨時会は、一般選挙後初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、先週以来の打合せのとおり、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務に就くことになっております。

出席議員の中で福澤倫治議員が年長者でありますので、福澤倫治議員にお願いしたいと思います。

福澤議員は、議長席にお越してください。

（議長席に臨時議長着席）

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまご紹介いただきました福澤倫治であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。もとより新しい議長が決まるまでの限られた間ではありますが、議員の皆さんのご協力をいただき、任務を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

皆さんにお諮りします。報道関係者より、本臨時会の取材の申込みがございましたので、許可したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（福澤倫治君） ご異議ないものと認め、許可いたします。

◎開会宣告

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまから令和4年第2回山形村議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎村長招集のあいさつ

○臨時議長（福澤倫治君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新緑の本日、任期満了による初議会、令和4年第2回山形村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席を賜り、感謝を申し上げます。

コロナ禍での3回目の新年度が慌ただしくスタートいたしました。過日の村議会議員選挙においては、全議員無投票で再選されました。

再選を果たされました村議会議員各位には、村民を代表して、深く敬意を表し、これからの4年間、当村の発展のために、ご尽力を賜りますよう、ご期待を申し上げます。

本臨時会において、私から提案申し上げます議案は、監査委員の選任同意が1件、専決処分の承認が3件、条例の制定が1件、条例の一部改正5件、補正予算1件の計11件であります。それぞれご審議の上、可決を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのあいさつといたします。本日はよろしく願いいたします。

◎開議宣告

○臨時議長（福澤倫治君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（福澤倫治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（福澤倫治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の任期は、議員の申合せにより、2年とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（福澤倫治君） ご異議ないものと認め、よって議長の任期は、申合せにより、2年と決定します。

ここで、全員協議会の開催のため、休憩します。理事者、総務課長は午前10時から本会議を再開しますので、出席をお願いいたします。

休憩。

(午前 9時34分)

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまから、休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時57分)

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、1番、小出敏裕議員、2番、竹野入恒夫議員、3番、百瀬昇一議員を指名します。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○臨時議長（福澤倫治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（福澤倫治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱の点検)

○臨時議長（福澤倫治君） 異常なしと認め、ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長が点呼いたします。

点呼させます。

(事務局長、点呼)

(1番 小出敏裕議員、2番 竹野入恒夫議員、3番 百瀬昇一議員、
5番 新居禎三議員、6番 百瀬章議員、7番 春日仁議員、
8番 大月民夫議員、9番 三澤一男議員、10番 上條倫司議員、
11番 大池俊子議員、12番 小林幸司議員、13番 福澤倫治議員)
点呼

(投票)

○臨時議長(福澤倫治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(福澤倫治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

小出議員、竹野入議員、百瀬昇一議員、立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(福澤倫治君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数、12票。有効投票数、12票。無効投票数、ゼロ。

有効投票数の内訳を申し上げます。

竹野入恒夫議員、2票。百瀬章議員、7票。三澤一男議員、3票。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

したがって、百瀬章議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○臨時議長(福澤倫治君) ただいま議長に当選されました百瀬章議員に申し上げます。

選挙の結果、議長に当選されましたので、議会会議規則第33条第2項の規定により、
本席から告知いたします。

当選されました新議長に当選承諾を求めます。

(新議長、自席で当選の承諾)

○新議長(百瀬章君) ありがとうございます。謹んでお受けいたします。よろしくお
願いいたします。

○臨時議長(福澤倫治君) 以上で議長の選挙が終了いたしました。

これにて、臨時議長の職務は終了しましたので、議長と交代いたします。ご協力あ
りがとうございました。

それでは、百瀬章議員、議長席へご着席ください。

(臨時議長、議長席より退席)

(新議長、議長席に着席)

○議長（百瀬 章君） ただいま、皆様のご推挙により、議長に就任いたしました百瀬章でございます。今後とも協力をよろしくお願ひしたいと思います。

では、一言だけ述べさせていただきます。

令和4年度第2回臨時議会において、多数の議員の皆様のご推挙により、議長を拝命いたしました。誠に光栄であるとともに、その責務の重大さを感じ、身の引き締まる思いでございます。

現在、ロシアのウクライナ侵攻が世界の安全保障を揺るがし、それが経済に波及するとともに、円安も相まって、先が読みにくい状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症は、いまだ収まる気配がなく、あらゆる意味で日常生活に大きな影を落としています。

山形村においても、大きな時代の潮流のうねりの中にあり、今回の村議会議員選挙においては、新規の立候補者が一人もないという、かつて例を見ない状況になりました。したがって、議会改革は議員に課せられた喫緊の課題であるとともに、議会のDX推進等、課題が山積しております。

まだまだ未熟な私ではございますが、議員の皆様方のお力添えを頂きながら、議会発展のために働いてまいる決意でございます。

さらに、議会運営に当たっては、開かれた議会を目指すために、全議員の意見を尊重し、議会においては執行部と議論を重ね、公平かつ円滑に進めるべく、誠心誠意努力いたしますとともに、行政と議会は車の両輪でありますので、追認機関でも抵抗勢力でもない、村民の皆様が目線に立って、行政と対等な立場で職務に全力を傾注する決意でございます。

以上、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ここで、議事日程等の作成及び議会全員協議会の開催のため、休憩いたします。

理事者、総務課長は午前10時40分から本会議を再開しますので、出席をお願いいたします。

休憩。

(午前10時13分)

○議長（百瀬 章君） 若干時間は早いのですが、ただいまから、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時36分）

◎副議長の選挙

○議長（百瀬 章君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の任期は、議員の申合せにより、2年とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、副議長の任期は2年と決定しました。

ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（百瀬 章君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、1番、小出敏裕議員、2番、竹野入恒夫議員、3番、百瀬昇一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配付）

○議長（百瀬 章君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（百瀬 章君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順次投票してください。投票にあたっては、事務局長に点呼させます。

では、事務局長、お願いします。

(事務局長、点呼)

(1番 小出敏裕議員、2番 竹野入恒夫議員、3番 百瀬昇一議員、
5番 新居禎三議員、6番 百瀬章議員、7番 春日仁議員、
8番 大月民夫議員、9番 三澤一男議員、10番 上條倫司議員、
11番 大池俊子議員、12番 小林幸司議員、13番 福澤倫治議員)

点呼

(投票)

○議長(百瀬 章君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

小出敏裕議員、竹野入恒夫議員、百瀬昇一議員、立会いをお願いします。

(開票)

○議長(百瀬 章君) 投票結果を報告いたします。

投票総数、12票。有効投票、12票。無効投票、ゼロ票。

有効投票の内訳を申し上げます。

新居禎三議員、6票。大月民夫議員、1票。大池俊子議員、5票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

したがって、新居禎三議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長(百瀬 章君) ただいま副議長に当選されました新居禎三議員に申し上げます。

選挙の結果、副議長に当選されたので、議会会議規則第33条第2項の規定により、本席から告知いたします。

当選されました新居新副議長に当選の承諾及びあいさつを求めます。

新居議員。

(新副議長、自席で当選承諾及びあいさつ)

○新副議長(新居禎三君) 謹んでお受けいたします。

何分初めてのことなので、皆さんにご迷惑をかけることがあるかもしれませんが、精いっぱい頑張ります。よろしくお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) よろしくお願ひいたします。

以上で、副議長の選挙は終了しました。

◎議席の指定

○議長(百瀬 章君) 続きまして日程第4、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

指定する議席の番号及び氏名は、事務局長から朗読させます。

(事務局長朗読)

○事務局長(上條憲治君) ただいま着席している席から、変更のある方のみ申し上げます。

5番、新居議員の議席を12番に変更し、12番、小林議員の議席を5番とします。

ただいま申し上げた議員以外は、現在の座席としてください。

○議長(百瀬 章君) 以上のとおり議席を指定いたします。

ここで、全員協議会開催のため、休憩とします。

議員の皆様は、休憩後からただいま指定しました議席に着席願ひます。

理事者、総務課長は、午後1時から本会議を再開しますので、出席をお願いいたします。

休憩。

(午前10時48分)

○議長(百瀬 章君) ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時00分)

◎常任委員の選任

○議長（百瀬 章君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

総務産業常任委員に竹野入恒夫議員、小林幸司議員、福澤倫治議員、三澤一男議員、上條倫司議員、私、百瀬章の以上6名。

福祉文教常任委員に小出敏裕議員、百瀬昇一議員、春日仁議員、大月民夫議員、大池俊子議員、新居禎三議員の以上6名をそれぞれの常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、以上のとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

◎正副常任委員長互選結果の報告

○議長（百瀬 章君） 日程第6、正副常任委員長互選結果の報告を行います。

常任委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

総務産業常任委員長に竹野入恒夫議員、副委員長に上條倫司議員、福祉文教常任委員長に春日仁議員、同じく副委員長に百瀬昇一議員。

以上の報告のとおり、正副常任委員長が決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○議長（百瀬 章君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、指名いたします。

議会運営委員に竹野入恒夫議員、春日仁議員、大月民夫議員、三澤一男議員の以上

4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、以上のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。
-

◎正副議会運営委員長互選結果の報告

- 議長(百瀬 章君) 日程第8、正副議会運営委員長互選結果の報告を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会運営委員長に大月民夫議員、同じく副委員長に三澤一男議員。

以上の報告のとおり正副議会運営委員長が決定いたしました。

◎議会広報編集特別委員会の設置

- 議長(百瀬 章君) 日程第9、議会広報編集特別委員会の設置を行います。

お諮りします。本案件については、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会広報編集特別委員会を設置し、「議会だより」の編集をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、議会広報編集特別委員会を設置することに決定いたしました。
-

◎議会広報編集特別委員の選任

- 議長(百瀬 章君) 日程第10、議会広報編集特別委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、指名いたします。

議会広報編集特別委員に小出敏裕議員、竹野入恒夫議員、百瀬昇一議員、三澤一男

議員、大池俊子議員、それから私、百瀬章の6名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、以上のとおり議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

◎正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告

○議長(百瀬 章君) 日程第11、正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告を行います。

議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会広報編集特別委員長に小出敏裕議員、同じく副委員長に大池俊子議員。

以上、報告のとおり正副議会広報編集特別委員長が決定しました。

◎松本広域連合議会議員の選挙

○議長(百瀬 章君) 日程第12、松本広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、よって、議長において指名することに決定しました。

議員に、私、百瀬章を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、百瀬章を松本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、百瀬章が松本広域連合議会議員に当選しました。

(起立して)

○議長(百瀬 章君) 謹んで松本広域連合議会議員をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

◎松塩地区広域施設組合議会議員の選挙

○議長(百瀬 章君) 日程第13、松塩地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に春日仁議員と私、百瀬章を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました春日仁議員と私、百瀬章を松塩地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、よって、ただいま指名しました春日仁議員と私、百瀬章が松塩地区広域施設組合議会議員に当選しました。

ただいま松塩地区広域施設組合議会議員に当選されました春日仁議員と私、百瀬章が議場にいますので、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、松塩地区広域施設組合議会議員に当選されましたので、本席から告知いたします。

(起立して)

○議長(百瀬 章君) 謹んで松塩地区広域施設組合議会議員をお受けいたします。

7番、春日仁議員。

(起立して)

○7番(春日 仁君) 謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

◎安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙

○議長(百瀬 章君) 日程第14、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に私、百瀬章を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、百瀬章を安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、百瀬章が安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に当選しました。

(起立して)

○議長(百瀬 章君) 謹んで安曇野松筑広域環境施設組合議会議員をお受けいたします。

◎松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

○議長（百瀬 章君） 日程第15、松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に私、百瀬章を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、百瀬章を松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、百瀬章が松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員に当選しました。

（起立して）

○議長（百瀬 章君） 謹んで松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員をお受けいたします。

◎松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

○議長（百瀬 章君） 日程第16、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に小出敏裕議員、百瀬昇一議員、春日仁議員、大月民夫議員、大池俊子議員、新居禎三議員、私、百瀬章を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名したとおり、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました小出敏裕議員、百瀬昇一議員、春日仁議員、大月民夫議員、大池俊子議員、新居禎三議員、私、百瀬章が松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選しました。

ただいま松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました小出敏裕議員、百瀬昇一議員、春日仁議員、大月民夫議員、大池俊子議員、新居禎三議員、私、百瀬章が議場にいますので、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されたので、本席から告知いたします。

(起立して)

○議長(百瀬 章君) 謹んでお受けいたします。よろしく申し上げます。

1番、小出敏裕議員。

(起立して)

○1番(小出敏裕君) 謹んでお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(百瀬 章君) 3番、百瀬昇一議員。

(起立して)

○3番(百瀬昇一君) 謹んでお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(百瀬 章君) 7番、春日仁議員。

(起立して)

○7番(春日 仁君) 謹んでお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(百瀬 章君) 8番、大月民夫議員。

(起立して)

○ 8 番（大月民夫君） 謹んでお受けいたします。お願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 11 番、大池俊子議員。

（起立して）

○ 11 番（大池俊子君） 謹んでお受けいたします。よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 12 番、新居禎三議員。

（起立して）

○ 12 番（新居禎三君） 謹んでお受けいたします。よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） ここで、議会運営委員会開催のため、休憩とします。

理事者、総務課長は、午後 2 時から本会議を再開しますので、出席をお願いいたします。

休憩。

（午後 1 時 18 分）

○議長（百瀬 章君） 全員そろっておりますので、予定の 2 時よりは若干早いのですが、ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1 時 57 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第 17、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、1 番、小出敏裕議員、2 番、竹野入恒夫議員を指名します。

◎諸般の報告

○議長（百瀬 章君） 日程第 18、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、お手元に配付の出席要求者名簿のとおりです。

◎会期の決定

○議長（百瀬 章君） 日程第19、会期の決定を議題といたします。

先ほど行われた議会運営委員会において、今議会臨時会の会期を、本日1日とすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって今議会臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（百瀬 章君） 日程第20、同意第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

市町村の監査委員の定数は2名で、構成は、識見を有する者から選任される委員が1名、議会から選任される委員が1名となっております。

村議会から選任されております大池俊子監査委員が、令和4年4月22日をもって任期満了となりました。

つきましては、本日、山形村議会から推薦されました山形村4477番地、福澤倫治議員を監査委員として選任したいと思います。

地方自治法196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、福澤倫治議員の退場を求めます。

（福澤倫治議員 退場）

○議長（百瀬 章君） お諮りします。本案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、質疑・討論を省略して直ちに採決します。

本案件は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、同意第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時01分)

(福澤倫治議員 入場)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

福澤倫治議員に申し上げます。同意第3号の案件につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたのでお知らせいたします。

(午後 2時01分)

◎承認第1号～承認第3号

○議長(百瀬 章君) 日程第21、承認第1号から日程第23、承認第3号を一括議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 初めに、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に交付されたことに伴いまして、山形村税条例等の一部を改正する必要が生じてまいりました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、令和4年3月31日にこの条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、そ

の承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じてまいりました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、令和4年3月31日にこの条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第3号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和3年度の一般会計補正予算（第11号）については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をし、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この一般会計補正予算（第11号）であります。歳出予算のうち、令和3年度内にその支出を終わらない見込みのある事業7件、1億222万4,000円について翌年度に繰り越して事業を執行するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてお諮りします。

承認第1号から承認第3号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時06分)

○議長（百瀬 章君） 全員協議会をこれで閉じまして、議会を再開いたします。

(午後 2時14分)

○議長（百瀬 章君） それでは先ほど一括議題としました承認第1号から承認第3号について、一括質疑を行います。

質問が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

初めに、日程第21、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 討論がないようですので、以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に日程第22、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

大池議員。まず先に反対討論をして、その後賛成討論になります。反対討論でよろしいですか。

大池議員。

○11番（大池俊子君） 先ほどの全員協議会の説明であったように、この国保税は実際は上がってくることと思います。この間、介護保険料についても通知が来ても結構上がっていているというので近所の方で飛んできた方がいますが、やっぱり国保についても非常に高く大変という声がある中で、国からのものといえども上がるということに対しては反対であります。できるだけ上がらない方向で、この国保税も上がらない方向でやってほしいということで、反対討論とします。

○議長（百瀬 章君） ほかに、反対討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、次に賛成討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第23、承認第3号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 討論ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これにより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第23号

○議長（百瀬 章君） 日程第24、議案第23号「山形村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第23号「山形村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

この条例は「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、条例制定をするものであります。

内容につきましては、先進的な設備投資に関し、国の先進性評価委員会で評価されたもの、また、新たに業者が取得した建物、構築物、土地についての3年間の課税免除措置を規定するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議案第23号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩。

（午後 2時21分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 2時25分）

○議長（百瀬 章君） それでは、先ほど議題といたしました議案第23号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第27号

○議長（百瀬 章君） 日程第25、議案第24号から日程第28、議案第27号を一括議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 初めに、議案第24号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

民間給与との格差から国家公務員の給与の引下げについて、令和3年8月に人事院

から勧告がされました。人事院勧告に基づき、民間の給与水準に準拠できるよう、情勢適応の原則に沿って、改正を行うものであります。

例年の場合、令和3年12月に引き下げるところですが、令和3年11月の閣議において、国家公務員の給与について、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することが決定しました。

当該決定に倣い、当村においても、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額するように改正を行うものであります。

次に、議案第25号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

議案第24号で説明しました人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当を0.05か月引き下げる改正でございます。

なお、人事院勧告では、0.1か月引き下げる内容でしたが、東筑摩郡の取決めにより当村の特別職の支給月は、国家公務員の特別職より0.05か月低い状態であります。そのため、今回の改正にて引下げ額を縮小し、国家公務員の特別職の支給月に合わせる内容となっております。

次に、議案第26号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第24号と同じく、情勢適用の原則に従って、期末手当を引き下げる改正でございます。

議案第27号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由及び改正内容については、議案第25号と同じく、期末手当を0.05か月引き下げる改正でございます。

令和4年度において、6月と12月にそれぞれ0.025か月を引き下げ、令和3年度分は令和4年6月の期末手当から減額する内容でございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議案第24号から議案第27号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号から議案第27号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時31分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 2時35分)

○議長(百瀬 章君) それでは、先ほど一括議題としました議案第24号から議案第27号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に言うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

大池議員。

○11番(大池俊子君) 先ほどの説明で人勧のほうで下げてきたということでしたが、もう一回、下げた理由が国家公務員法に準ずるとはいえ、そのもともとの理由がどういうことであったか、再度お願いします。

○議長(百瀬 章君) 篠原総務課長。

○総務課長(篠原雅彦君) 基本的に人事院勧告については、民間企業との比較という話になってまいります。昨年そういった比較をした中で今回については期末手当の減額をするという勧告が出ておりますので、それに準ずる一部改正ということでございます。

○議長(百瀬 章君) よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

初めに、日程第25、議案第24号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

大池議員。反対討論からお願いいたします。

○11番（大池俊子君） 先ほど民間との比較でと言われたのですが、この人勸とはいえ、一般職の給与についても国家公務員はともかくこの地方においては決して高くなく、もっと上げてほしいというのがずっと出ていると思いますので、ここで下げてしまったらいいよ働き方また魅力を感じて入ってくる職員というか、そういう人たちが、有能な職員の人たちが減るのではないかと思いますので、ここで下げてしまったら、公務員が下がったら余計民間のほうも下げてくるというのも、前からのあれで予測されますので、私はこの下がることについては反対であります。

○議長（百瀬 章君） ほかに討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第25号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

大池議員。反対討論からお願いします。

○11番（大池俊子君） 一般職と同じ理由であります。この値下げ、賃金、報酬を下げることについては反対であります。

○議長（百瀬 章君） 次に、賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で、討論を終結して、直ちに採決した

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

反対討論から願います。

大池議員。

○11番(大池俊子君) この問題についても同じであります。会計年度任用職員については特に山形村の職員の中でも違うところについて比較してちょっと低いという声もずっと聞かれていました。採用してもなかなか集まらないという問題も含めて、給与を下げることは働くことの意欲を失うものにもなると思いますし、この値下げについては反対であります。村としても何らかの方法を考えて下らない方法でやってほしいと思います。

○議長(百瀬 章君) 次に、賛成討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第27号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

反対討論ですか。

大池議員。

○11番（大池俊子君） この問題も前の問題に準じて下がるということだと思いますけれども、議員のなり手不足の1つに議員報酬が少ないとずっと言われながら、実際に下がってしまうということについては、やはり人勸から来ているといえども、賛成することはできません。村で考えて、下げるべきでないと思います。

○議長（百瀬 章君） 次に、賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（百瀬 章君） 日程第29、議案第28号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第28号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されました。

このことを踏まえ、山形村においても、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、改正を行うものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議案第28号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩。

（午後 2時46分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 2時51分）

○議長（百瀬 章君） それでは、先ほど議題といたしました議案第28号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（百瀬 章君） 日程第30、議案第29号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第29号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第1号）」についての提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う事業を中心に計上をいたしました。

まず、第1条の「歳入歳出予算の補正」ですが、歳入歳出それぞれ5,699万2,000円を追加し、総額を37億899万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容であります。国庫支出金に4,008万6,000円、県補助金に1,010万円を計上しました。

歳出の主な内容であります。総務費に1,711万5,000円、民生費に2,009万7,000円、商工費に1,900万円などを計上いたしました。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議案第29号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時55分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じて、本会議を再開します。

(午後 3時42分)

○議長(百瀬 章君) それでは、先ほど議題といたしました議案第29号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の事務調査の申出について

○議長(百瀬 章君) 日程第31、閉会中の事務調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、委員長申出のとおり承認するこ

とにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。
-

◎村長あいさつ

- 議長（百瀬 章君） 以上で今臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長（本庄利昭君） 令和4年第2回議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は、任期満了に伴う初議会であり、先ほど本議会において、百瀬章議長、新居副議長が選任され、また一部事務組合の議員、各委員会の構成など、村議会の新たな体制が組織されました。

コロナ禍であり、ウクライナの紛争など、国内外ともに多難な時代を迎えております。

当村においても課題山積の中、村政の一翼を担う山形村議会が本日発足いたしました。過去4年間の議会活動を教訓に、さらなる議会の充実を村民とともにご期待申し上げます。

本日上程いたしましたすべての議案にそれぞれ審議の上、原案のとおり可決をいただき、改めて感謝を申し上げます。

季節は初夏へと向かいますが、議員各位には健康に十分ご留意の上、ますますのご活躍と、本日発足の新たな村議会の限りない発展をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

- 議長（百瀬 章君） 以上で、令和4年第2回山形村議会臨時会を閉会し、散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時47分)